

info

International Tax, Audit, Accounting and Legal News

ECOVIS info . Issue 3/2011

税制と財政のしるべ

従業員に交付される自社株は世界各国でどのように課税されているのでしょうか。

トルコ

全面改正された商事法

カタール

中東・北アフリカ地域の複雑な規則を
紐解く税制ガイド



「自社株の形での報酬支払いに対する従業員および会社への課税規則は、国により大きく異なります。」

カルメン・ヴァシル, ECOVIS Romania社
ブカレスト、ルーマニア

税・財政制度調査

インセンティブとしての自社株交付

株式報酬に関する国別調査の結果、興味深い事実が判明

筆者
カルメン・ヴァシル
ECOVIS Romania社
ブカレスト、ルーマニア

カートルでは話が簡単です。自社株の形で報酬を支払うことが認められていないため、そもそも株式報酬にどう課税すべきかという問題は生じないのです。しかし Ecovisのパートナーがこのテーマに関して16カ国の税制と財政の調査を行ったところ、他の15カ国では、企業は従業員や役員に報酬として

その後の売却時など)に関する規定や税額の算定方法、さらには企業が関連費用を控除できる範囲にも違いがあります。例えば英国では、特定の要件を満たせば課税優遇措置を受けることができる税制適格の株式報酬またはオプションプランと、課税優遇措置がないものの柔軟性が高くなっている税制非適格

時価を下回る自社株

企業は単に給与の一部を自社株で代替するのではなく、一種のインセンティブとして、従業員や役員に時価を下回る価格で株式を購入できる機会を与えているケースが多いのが実情です。調査対象国中14カ国でこの制度が採用されており、うち11カ国では株式の取得時に、非現金給付(つまりディスカウント分)に対してそれぞれの国の所得税率で課税されます。

また14カ国では、企業は従業員・役員に対し一定の固定価額で自社株を購入するオプションを提示することもできます。ただし企業がこのオプションを行使するのは、自社株の時価が取得価格を大幅に上回っている場合に限られています。

このため多くの場合、このオプションを行使する際に非現金給付分が課税され、それぞれの国の所得税率で課税されるのが一般的です。



自社株を交付し、またはあらかじめ定めた価額で新株を取得できるストックオプションを付与することが可能とされています。

とはいえ、こうした報酬形態の浸透度は国によって差があります。調査対象国中、浸透度が最も高かったのは英国ですが、これに対してトルコでは「自社株という形の報酬はむしろ稀です」(在イスタンブール Ecovisパートナー、チェラル・チェリク談)。

また、株式報酬に対する従業員への課税時期(株式報酬の受領時や

の株式報酬とで取り扱いが異なります)。

シンプルな事例を見てみましょう。従業員または役員が報酬の一部として自社株の時価で受け取った場合、どのような課税がされるでしょうか。中国も含む12カ国ではこうした(市場価格での)非現金給付に対して、受取人に移転された時点で所得税が課され、その税率は当該国の所得税率となります(例えば英国では20%、40%、50%の累進税率がかかり、オーストリアでは非課税額を控除した分に課税されます)。

お役立ち資料:

さらに詳細をご希望の場合、特に、企業が従業員に自社株やオプションを提示する際の税額控除や従業員が自社株を売却した際のキャピタルゲインへの課税について詳しい説明がご入用の場合は、www.ecovis.com/eifpbから全文をダウンロードできます。



「投資家や政府系ファンド(SWF)の間では、中東・アフリカへの資産分散への関心が高まっています」

アーメド・A・エルバンナ, ECOVIS Qatar
ドーハ、カタール

中東・アフリカの税制ガイド

従来にないガイドブック

ECOVISの新たな参考資料がMENA地域の複雑な税制を解説

世界経済において市場が南方と東方への志向を強めるにつれ、中東・北アフリカ(MENA)の市場が急速に台頭しつつあります。湾岸諸国の投資家と政府系ファンド(SWF)の間ではMENA地域への資産分散への関心が高まっていることから、今後、新興諸国向けの石油輸出が拡大すると考えられます。

以前には、外国人がMENA地域で事業を行おうとする際、一貫性に欠け理解しづらい複雑な税制が障壁となっていました。そのためECOVISではこのほど、中東・北アフリカ諸国の大半をカバーし、必

ECOVISのお客様に無償で提供することが可能になりました。このガイドは一般に「伝統的な中東」と呼ばれる16の主権国家と、ヨルダン川西岸地区・ガザ地区の占領地域、および「大中東」を構成する21カ国を取り上げています。北アフリカについては国連の公式定義に従っており、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア、西サハラなどが含まれます。

「MENA税制ガイド2011」で取り上げた国は、まず湾岸協力会議(GCC)の加盟国であること、次いでECOVISの関連会社や提携会計事務所など関係機関が所在する国であることを基準に選定しました。本ガイドは地理的特性や人口構成、マクロ経済状況、公式通貨、政治体制、言語など各国の概要を簡潔に示しています。

本ガイドで記載・列記している税務に関する基本的事項は世界各国の税制で一般的に導入されているもので、所得税率(個人所得税・法人税)、課税所得の算定、源泉徴収税、売上税、付加価値税、租税条約、租税回避条項、税制上の優遇措置などに関する情報や税務行政及び税法上のコンプライアンス方針等について説明しています。

また本ガイドは各国ごとにその政治体制、文化、法慣習に基づき、税務政策と特徴を詳しく説明しており、例えばリビア(ジハード税)やサウジアラビア(ザカート[喜捨税])の特殊な税制について考察と詳細な説明を加えています。クウェートは伝統的なイスラム税制を用いていますが、これはクウェート人が株主となっている企業にのみ適用されます。

ECOVISでは、「MENA税制ガイド2011」によって中東・北アフリカ地域の課税構造と課税方針に関する専門的情報・知識を世界中のお客様と共有したく考えております。ご質問と本ガイド(無料)のご請求については、筆者までご連絡ください。

筆者

アーメド・A・エルバンナ
ECOVIS Qatar
ドーハ、カタール



要とされるすべての税務関連情報を一冊の「税制ガイド」にまとめるという大掛かりなプロジェクトを実施しました。

数カ月に及ぶ丹念な調査と広範囲にわたる企画、そして同僚の専門家との徹底した意見交換を経て、「中東・北アフリカ(MENA)税制ガイド2011」の最終ドラフトが数週間前に印刷に回り、このたび



「有期雇用契約は最大18カ月までしか認められません。」

Dr. ファブリツィオ・ピアンキ・シアホルツ (弁護士)

ECOVIS ピアンキ シアホルツ、モンターニ・アンド・パートナーズ
ミラノ、イタリア

イタリアの有期雇用

筆者

ファブリツィオ・ピアンキ・シアホルツ
ECOVIS ピアンキ シアホルツ、モンターニ・アンド・パートナーズ
ミラノ、イタリア

ピーク時の対応や出産休暇を取る従業員の補充のため、労働者を一時的に雇用することは多くの国で一般的な慣行となっていますが、イタリアではこうしたことは稀です。イタリアの労働法では、有期雇用契約を締結できるのは個々のケース毎に正当性が認められた場合に限り、締結後も厳格な制約が課されます。例外の一つが新規設立企業で、今年2月に発効した団体交渉協定の第10/g条により臨時雇用が認められますが、その継続期間は最大18カ月にすぎません。

有期雇用契約を結んでいる従業員には、現行の団体交渉協定の条件に従って報酬を支払う必要があります。現行では月額1,163~2,378ユーロとされています。重要な点として、臨時従業員は契約書に明記された職務にしか従事できません。雇用者がこの規制

に従わず訴訟になった場合、給与の2.5~12カ月分相当の補償金の支払いを命じられることがあります。

研修生とインターンは、1998年3月の省令第25号の規定の範囲内でのみ認められます。インターンとして雇用できるのは学生に限られ、その数も企業の新従業員数などに依って決まります。

有期契約ベースでの雇用を希望する企業は、採用方法についても様々な手段を講じる必要があるかもしれません。例えばプロジェクト契約 (contratto a progetto) や見習雇用 (contratto di apprendistato) において年齢制限など一定の条件を付けることが考えられますが、そうした条件は事前に慎重に検討する必要があります。

固定資産減損損失の企業所得税税引前控除

筆者

ピンウォン・ファー
公認会計士
ECOVIS Shanghai RUIDE社
上海、中国

2011年3月31日、中国国家税務総局 (SAT) は2011年第25号公告「固定資産減損損失の企業所得税の税引前控除に関する管理弁法」(以下「第25号公告」)を公表しました。この新法は8章52条で構成され、損失の申告、固定資産減損損失の証拠書類、および貨幣性資産損失・非貨幣性資産損失・投資損失・その他の損失の取り扱いについて具体的な規定

を設けています。財税[2009]57号の通知および国税発[2009]88号の公告(いずれも税引前控除の取り扱いに関するもの)と比較して、第25号公告における以下の主要変更点にご注意ください。

第25号公告に関して、これらの変更点などの詳細については www.ecovis.com/index.php?id=4735から全文をダウンロードできます。



ピンウォン・ファー

- 事前承認による控除に代わり申告による控除へ変更。
- 控除可能な資産損失の範囲を拡大。
- 3年以上未回収の売掛金は特別報告書の提出により控除可能に。
- 過年度に発生した損失を遡って処理。
- 関連当事者向け融資の不良債権化による損失が控除可能に。その対象範囲も拡大。



「新たな商事法により、トルコはビジネスパートナーとして世界の一等国の仲間入りをするようになります。」

チェラル・チェリク、ECOVIS DEGER YMM社
イスタンブール、トルコ

トルコの商事法

長らく待ち望まれた改正

トルコの商事法がついに欧米並のビジネス基準に

6月に行われた総選挙に先立ち、トルコ議会は商事法務における2つの重要な法案、すなわちトルコ債務法と新トルコ商法を可決しました。

トルコの政界は選挙を前に多少妥協的な雰囲気の流れが流れていたことから、この重要な法案が速やかに可決されましたが、通常であれば議会での採択にまでたどり着くことはなかったでしょう。

まずトルコ債務法ですが、これは元来スイスの規則に習ったもので、ケマル・アタチュルクによる改革運動の一環として1926年にスイスから「拝借」して以来何ら改正が行われてこなかったため、ビジネス状況や法令用語の変化に合わせて速やかに改訂する必要があると広く認識されていました。

トルコ商法も1956年以来、長らく不変のまま続いてきました。この法の初版はドイツ生まれの著名な法律家であるエルンスト・ヒルシュ教授が起草したものです。新商法はウナル・テキナルプ教授を長とするグループの長期にわたる研究の末に生み出されました。

新商法は公正妥当と認められた国際会計基準とトルコの公式監査基準の双方に準拠しています。トルコの監査基準自体が国際監査基準と平仄を合わせたものです。新商法により、外部監査を受けねばならない企業の範囲と数が拡大することになります。これにより非上場の株式会社(A.Ş.)は、不特定の内部監査人ではなく独立した外部監査法人、公認フィナンシャルアドバ



イザー(トルコではYeminli Mali Müşavir (YMM)と呼ばれる)、または独立会計財務アドバイザー(Serbest Muhasebeci Mali Müşavir (SMMM))を監査人としなければなりません。

2013年度の財務諸表を監査する独立監査人を2013年3月1日以前に任命する必要があります。こうした改正の結果、独立監査人を求める企業が一層増加するため、専門家は監査人の選定がボトルネックとなることを警告しています。トルコ独立監査人協会(Association of Turkish Independent Auditing)の代表でもあるファティ・デュラルEcovis Deger社会長は声明を発表し、「債務法と新商法により、トルコはビジネスパートナーとして必ずや世界の一等国の仲間入りをするようになります」と述べています。

また、新商法の下では株式会社(Joint Stock Company)と有限責任会社(Limited Company)が1名のみパートナーまたは株主を持つことができるようになって

います。その他の改正点として、企業は当該年度に発行したすべての公告、アニュアルレポート、財務諸表および監査報告書をウェブサイトに掲載することが義務付けられました。さらに、取締役会を電子的に開催することが可能になりました。

改正トルコ商法と債務法は2012年7月1日に発効します。また、国際財務報告基準(IFRS)への準拠は2013年1月1日から義務付けられます。

Ecovis Degerではこれらの法律の実施に関する詳細な情報を提供し、皆様のお力になれることを願っています。

筆者

チェラル・チェリク
ECOVIS DEGER YMM社
イスタンブール、トルコ

ご相談ください

トルコの新商事法により、企業はウェブサイトを改訂してすべての公告や告知、財務諸表、および監査報告書を掲載する必要があります。そのため担当者には多くの業務が生じますが、当社の専門家が負担を減らすお手伝いをし、新法の要件を確実に満たすようお取り計らいいたします。

ABOUT ECOVIS

Ecovisはヨーロッパで発足したグローバルコンサルティングファームであり、30カ国を超える国々で3,300人超の人々が業務に携わっています。税務コンサルティング、会計及び監査、法律相談、経営コンサルティングがEcovisの強み、コアコンピタンスです。

国・地域レベルでの個別事情に応じた具体的アドバイスが可能なこと。それぞれの専門領域の枠を超えて、国際的なプロフェッショナルネットワークの有する幅広い専門知識を、横断的・学際的に活用できること。それらがEcovisの強さの特徴です。それぞれのEcovisオフィスを通じ、資格をもつバックオフィスの専門家だけでなく、産業別、国別ノウハウを持つ世界中のEcovisの専門家を活用できます。この多様な専門知識により、特に国際的取引や投資の分野では、クライアントの自国での準備から対象国でのサポートまで効果的なサポートを提供することができます。

Ecovisは主に中堅企業を中心にコンサルティングを行っています。国内でも海外でも、One-Stop-Shop (あらゆるものを取り揃えている)というコンセプトで、法律、税務、経営、管理の問題に対してあらゆるサポートをお約束します。

Ecovisという名前は、経済(Economy)とビジョン(Vision)という言葉の組み合わせに由来しており、私たちの国際性、また将来と成長への焦点を表現しています。

オフィス所在地: www.ecovis.com/global

IMPRINT

Publisher . ECOVIS AG Steuerberatungsgesellschaft, Ernst-Reuter-Platz 10, 10587 Berlin, Tel. +49 (0)30-31 00 08 55, Fax +49 (0)30-31 00 08 56

Realization . EditorNetwork Medien GmbH, 80336 München

Editorial Department . Ernst Gossert, Ulf Knorr (Steuerberater); Uwe Lange, Ingrid Westphal-Westenacher (Wirtschaftsprüfer/Steuerberater); Dr. Tobias Schulze, (Rechtsanwalt); Prof. Dr. Bernd Romeike (Unternehmensberater).

ECOVIS med basiert auf Informationen, die wir als zuverlässig ansehen. Eine Haftung kann jedoch aufgrund der sich ständig ändernden Gesetzeslage nicht übernommen werden.